

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月2日 12時10分ごろ
発生場所	山口県宇部港 亀ヶ瀬灯標から真方位273° 1,300m付近 (概位 北緯33° 54.9′ 東経131° 16.3′)
事故の概要	漁船蛭子丸は、西進中、錨泊中のプレジャーボートKamomeに衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 蛭子丸、4.7トン YG3-57922（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート Kamome、5トン未満（長さ5.38m） 291-33040山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 球状船首に擦過傷 B 船尾部外板に亀裂、船外機が破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東流約1ノット
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、宇部港東方沖での操業を終え、帰港する目的で、宇部港に向けて西進を開始した。 船長Aは、甲板上で漁獲物の選別作業を行っていたところ、衝撃を感じ、球状船首がB船の船尾部に衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、山口宇部空港南方の宇部港東端付近で船外機を停止し、船首を西方に向けて錨泊していた。 船長Bは、後部甲板に置いた椅子に腰を掛け、船尾から竿を出して釣りを行っていたところ、船尾方から接近してくるA船に気付いたが、A船が錨泊中のB船を避けていくものと思い、衝突の危険を感じなかった。 B船は、船長Bが、A船がB船を避けずに接近してくるので、立ち上がって操舵スタンドの前に移動し、汽笛を連吹するとともに右手を大きく振ったものの、船尾部にA船が衝突した。 船長Bは、操舵スタンドの上方に伸びる両色灯の支柱につかまって

	<p>いたところ、衝突の衝撃で同支柱に胸部が当たり、打撲等を負った。 B船は、錨泊中の形象物を掲げていなかった。</p>
分析	<p>A船は、西進中、船長Aが、漁獲物の選別作業を行っていて見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、接近してくるA船に対して音響による注意喚起を行ったものの、船尾部にA船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、西進中、船長Aが、漁獲物の選別作業を行っていて見張りを適切に行っていなかったため、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、作業等を行わずに常時適切な見張りを行うこと。 ・長さ7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、錨泊中の形象物を掲げること。